

藤沢市海水浴場ルール 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(周知)</p> <p>第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。<u>また、外国人来場者に対しても、海水浴場ルールの周知・啓発を図っていく。</u></p> <p>(営業時間)</p> <p>第3条 本市内における各海水浴場の海の家営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 午前8時から午後<u>6時</u>まで <u>(売店許可を持っている販売店は午前8時から午後8時半まで)</u></p> <p>片瀬西浜・鵜沼海水浴場 午前8時から午後9時まで 辻堂海水浴場 午前8時から午後9時まで</p> <p>2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用者を帰し、速やかに閉店する。</p> <p>3 海の家は、午後9時まで営業する場合、営業終了1時間前から音響機器の使用をやめ、新規の入店を制限する。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(周知)</p> <p>第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。</p> <p>(営業時間)</p> <p>第3条 本市内における各海水浴場の海の家営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 午前8時から午後<u>8時半</u>まで</p> <p>片瀬西浜・鵜沼海水浴場 午前8時から午後9時まで 辻堂海水浴場 午前8時から午後9時まで</p> <p>2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用者を帰し、速やかに閉店する。</p> <p>3 海の家は、午後9時まで営業する場合、営業終了1時間前から音響機器の使用をやめ、新規の入店を制限する。</p>

4 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

第4条～第25条 省略

(安全対策上の制限)

第26条 海水浴場利用者は、海水浴場内において、他の利用者の安全対策上危険を及ぼすと海水浴場設置者または同設置者から委託を受けた監視員及びライフセーバーが判断した場合は、その指示に従わなければならない。

2 海水浴場利用者は、海水浴場において、海水浴場設置者の許可なくドローンの飛行を行ってはならない。

3 海水浴場利用者は、海水浴場において、海水浴場設置者の許可なくキャンプ等に使用する大型テントを設置してはならない。

4 海水浴場利用者は、海水浴場において、ライフセーバーの救護活動に関する緊急時の搬送経路を確保するため、別図に定める設置禁止区域において、テント等を設置してはならない。また、視認性を阻害するとライフセーバーが判断した場合には、設置禁止除外区域においてもその指示に従わなければならない。

4 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

第4条～第25条 省略

(安全対策上の制限)

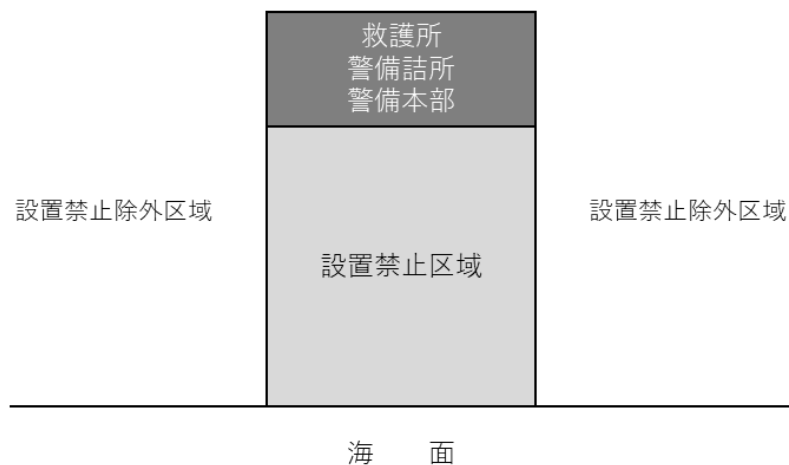
第26条 海水浴場利用者は、海水浴場内において、他の利用者の安全対策上危険を及ぼすと海水浴場設置者または同設置者から委託を受けた監視員及びライフセーバーが判断した場合は、その指示に従わなければならない。

2 海水浴場利用者は、海水浴場において、海水浴場設置者の許可なくドローンの飛行を行ってはならない。

3 海水浴場利用者は、海水浴場において、海水浴場設置者の許可なくキャンプ等に使用する大型テントを設置してはならない。

(新規)

<別図>



第 27 条～第 33 条 省略

附 則

このルールは、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

第 27 条～第 33 条 省略

(新規)